

三鷹市公会堂さんさん館会議室

新型コロナウイルス感染症対策個別ガイドライン

[令和2年7月1日施行／令和2年9月19日・令和3年1月10日・令和3年10月25日・令和4年3月22日・令和5年3月13日改定]

「新型コロナウイルス感染症対策基本ガイドライン」とともに、本ガイドラインの遵守をお願いいたします。

1 使用人数

- (1) 多目的会議室A・B 各室63名以内（定員以内）
- (2) 第1会議室～第6会議室 各室16名以内（定員以内）
- (3) 第7会議室 12名以内（定員以内）
- (4) 第8会議室 16名以内（定員以内）
- (5) 展示室兼会議室1・2 各室16名以内（定員以内）
- (6) 展示室兼会議室3 12名以内（定員以内）

2 換気の実施

- (1) 会議室は、他の会議室の活動の妨げにならない範囲で、できるだけ扉を開け、換気を行うようご協力をお願いします。
- (2) 扉を閉めて会議室を使用する必要がある場合は、1時間に1回程度使用を休止し、扉を開け、換気を行うようご協力をお願いします。

3 管楽器、合唱等の練習時の使用条件

- (1) 管楽器、合唱等の練習は、対面や密集を避けて行ってください。
- (2) 合唱練習等、大声を出す活動についてはマスクの着用を推奨します。
- (3) 管楽器の水抜き等の際は、吸水シート等により水滴を適切に処理し、必ずご自宅までお持ち帰りください。

4 消毒の実施

会議室の使用後は、備付けの消毒剤とペーパータオルで、机、椅子、扉の把手、ホワイトボードマーカー等を消毒するようご協力をお願いします。

5 スタッフ及び使用者への周知徹底

「基本ガイドライン」に定める各対策の遵守については、スタッフをはじめ全ての使用者に周知徹底をお願いします。

※ガイドラインを遵守しない場合は、施設使用をお断りすることがあります。

※ガイドラインは、社会状況に応じ、適宜、内容を変更することがあります。